

官報

号外 平成六年四月二十八日

○第二百二十九回 参議院會議録第十四号

平成六年四月二十八日(木曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十三号

平成六年四月二十八日

午前十時開議

第一 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

以下 議事日程のとおり

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本宮和彦君から海外旅行のため八日間の請暇の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長(原文兵衛君) 日程第一 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長浦田勝君。

長浦田勝君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔浦田勝君登壇、拍手〕

○浦田勝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、保安林整備計画の実施の状況及び最近における山地災害の発生状況等、保安林に係る諸情勢の変化にかんがみ、保安林整備臨時措置法の有効期間を平成十六年三月三十一日まで延長して保安林の整備を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、各期ごとの保安林整備計画の特徴と実績、災害防備、水質保全目的の保安林整備の必要性、第五期保安林整備計画の策定方針、特定保安林制度の実効性、森林保険制度の整備充実、森林、林業の公益性についての国民の啓発等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。
本日はこれにて散会いたします。
午前十時四分散会

出席者は左のとおり。

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐 操君

松谷君一郎君	矢野 哲朗君	喜岡 則之君
山崎 正昭君	吉村剛太郎君	喜岡 淳君
太田 豊秋君	南野知恵子君	中曾根弘文君
服部三男雄君	野間 赴君	下稻葉耕吉君
榎崎 泰昌君	清水 達雄君	志村 哲良君
佐藤 泰三君	鹿熊 安正君	吉田 達男君
片山虎之助君	鎌田 要人君	松浦 孝治君
清水嘉与子君	須藤良太郎君	上杉 光弘君
成瀬 守重君	合馬 敬君	菅野 壽君
石渡 清元君	陣内 孝雄君	倉田 寛之君
二木 秀夫君	宮崎 秀樹君	永田 良雄君
竹山 裕君	柳川 覺治君	高木 正明君
大塚清次郎君	香掛 哲男君	上野 雄文君
田辺 哲夫君	西田 吉宏君	平井 卓志君
大浜 方栄君	増岡 康治君	坂野 重信君
村上 正邦君	森山 眞弓君	井上 裕君
宮澤 弘君	吉川 芳男君	井上 孝君
大木 浩君	田沢 智治君	鈴木 栄治君
井上 吉夫君	遠藤 要君	中尾 則幸君
林田悠紀夫君	沢田 一精君	安恒 良一君
伊江 朝雄君	北 修二君	川橋 幸子君
岩崎 純三君	大河原太郎君	谷畑 孝君
山本 富雄君	笠原 潤一君	岩本 久人君
溝手 顕正君	新間 正次君	堀 利和君
狩野 安君	佐藤 静雄君	三上 隆雄君
河本 三郎君	加藤 紀文君	篠崎 年子君
岡 利定君	前島英三郎君	一井 淳治君
野村 五男君	大島 慶久君	前畑 幸子君

関根 則之君	上野 公成君
喜岡 淳君	真島 一男君
中曾根弘文君	鈴木 貞敏君
下稻葉耕吉君	小野 清子君
志村 哲良君	木宮 和彦君
吉田 達男君	斎藤 文夫君
松浦 孝治君	石井 道子君
上杉 光弘君	浦田 勝君
菅野 壽君	佐々木 満君
倉田 寛之君	久世 公麿君
永田 良雄君	松浦 功君
高木 正明君	岡部 三郎君
上野 雄文君	斎藤 十朗君
平井 卓志君	鈴木 省吾君
坂野 重信君	下条進一郎君
井上 裕君	前田 勲男君
井上 孝君	板垣 正君
鈴木 栄治君	岩崎 昭弥君
中尾 則幸君	峰崎 直樹君
安恒 良一君	椎名 素夫君
川橋 幸子君	薬科 満治君
谷畑 孝君	山田 健一君
岩本 久人君	肥田美代子君
堀 利和君	櫻井 規順君
三上 隆雄君	森 暢子君
篠崎 年子君	竹村 泰子君
一井 淳治君	小川 仁一君
前畑 幸子君	角田 義一君
村田 誠醇君	淵上 貞雄君
糸久八重子君	本岡 昭次君
久保田真世君	梶原 敬義君
浜本 万三君	大森 昭君
鈴木 和美君	及川 一夫君
志苦 裕君	今井 澄君
小島 慶三君	山崎 順子君
直嶋 正行君	上山 和人君
三重野榮子君	武田邦太郎君
寺澤 芳男君	釘宮 磐君

平成六年四月二十八日 参議院會議録第十四号

請暇の件 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案
(衆第八号)審査報告書

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成五年度第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

同日議長は、四月二十二日のリチャード・M・ニクソン・アメリカ合衆国元大統領の逝去に際し、アルバート・ゴア同国上院議長宛弔電を発送した。

審査報告書

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年四月二十七日

農林水産委員長 浦田 勝
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委员会の決定の理由
本法律案は、保安林整備計画の実施の状況及び最近における山地災害の発生状況等保安林に係る諸情勢の変化にかんがみ、保安林整備臨時措置法の有効期間を平成十六年三月三十一日まで延長して保安林の整備を図るうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律施行に要する経費は、平成六年度において約二億円の見込みである。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成六年四月二十七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律

保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「公布の日から起算して四十年を経過した日に」を「平成十六年三月三十一日限り」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成六年四月三十日から施行する。

(地方税法の一部改正)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

〔参照〕

四月二十六日議長において、左のとおり議席を変更した。

- | | |
|----|--------|
| 一 | 松谷着一郎君 |
| 二 | 矢野 哲朗君 |
| 三 | 山崎 正昭君 |
| 四 | 吉村剛太郎君 |
| 五 | 太田 豊秋君 |
| 六 | 服部三男雄君 |
| 七 | 野間 赴君 |
| 八 | 榑崎 泰昌君 |
| 九 | 清水 達雄君 |
| 一〇 | 佐藤 泰三君 |
| 一一 | |

- | | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 一二 | 鹿熊 安正君 | 八三 | 浦田 勝君 |
| 一三 | 片山虎之助君 | 一〇三 | 鈴木 栄治君 |
| 一四 | 鎌田 要人君 | 一〇四 | 岩崎 昭弥君 |
| 一六 | 須藤良太郎君 | 一〇五 | 中尾 則幸君 |
| 一七 | 成瀬 守重君 | 一〇六 | 栗原 君子君 |
| 一八 | 合馬 敬君 | 一〇七 | 峰崎 直樹君 |
| 一九 | 尾辻 秀久君 | 一五四 | 今井 澄君 |
| 二〇 | 石渡 清元君 | 一五五 | 小島 慶三君 |
| 二一 | 井上 章平君 | 一五六 | 山崎 順子君 |
| 二二 | 陣内 孝雄君 | 一五七 | 河本 英典君 |
| 二三 | 二木 秀夫君 | 一六三 | 釘宮 磐君 |
| 二四 | 野沢 太三君 | 一六九 | 泉 信也君 |
| 二六 | 岡野 裕君 | 一七七 | 星野 朋市君 |
| 二七 | 竹山 裕君 | 一八五 | 木暮 山人君 |
| 二八 | 柳川 覺治君 | 一九二 | 林 寛子君 |
| 二九 | 吉川 博君 | | |
| 三四 | 大浜 方榮君 | | |
| 五二 | 笠原 潤一君 | | |
| 五三 | 溝手 顯正君 | | |
| 五四 | 新岡 正次君 | | |
| 五五 | 佐藤 静雄君 | | |
| 五八 | 河本 三郎君 | | |
| 五九 | 加藤 紀文君 | | |
| 六〇 | 岡 利定君 | | |
| 六一 | 野村 五男君 | | |
| 六三 | 大島 慶久君 | | |
| 六四 | 坪井 一字君 | | |
| 六五 | 関根 則之君 | | |
| 六六 | 上野 公成君 | | |
| 六七 | 中曾根弘文君 | | |
| 七〇 | 鈴木 貞敏君 | | |
| 七一 | 下稻葉耕吉君 | | |
| 七二 | 志村 哲良君 | | |
| 七四 | 木宮 和彦君 | | |
| 七五 | 守住 有信君 | | |
| 七九 | 青木 幹雄君 | | |
| 八一 | 上杉 光弘君 | | |
| 八二 | | | |

四月二十六日は、会議を開くに至らなかったが、参照のため左にその会議の日時を掲載する。
四月二十六日 午後一時四十分 本会議

- | | |
|-----|--------|
| 一八五 | 木暮 山人君 |
| 一九二 | 林 寛子君 |
| 一〇三 | 浦田 勝君 |
| 一〇四 | 鈴木 栄治君 |
| 一〇五 | 岩崎 昭弥君 |
| 一〇六 | 中尾 則幸君 |
| 一〇七 | 栗原 君子君 |
| 一五四 | 今井 澄君 |
| 一五五 | 小島 慶三君 |
| 一五六 | 山崎 順子君 |
| 一五七 | 河本 英典君 |
| 一六三 | 釘宮 磐君 |
| 一六九 | 泉 信也君 |
| 一七七 | 星野 朋市君 |
| 一八五 | 木暮 山人君 |
| 一九二 | 林 寛子君 |

第十一号中正誤

へし 段 行 誤 正
一 三 から 一括した 一括して

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 三〇二円
送料	別